

三商第 719 号の 2  
令和 7 年 8 月 日

イオンリテール株式会社  
代表取締役 井出 武美 様  
株式会社ヤマダデンキ  
代表取締役 上野 善紀 様

三条市長 滝 沢 亮

大規模小売店舗の届出に係る意見について

令和 7 年 2 月 12 日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗の新設について、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により、意見を有しない旨を通知します。

ただし、下記のとおり附帯意見を付記します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称：(仮称) イオン三条上須頃  
所在地：三条市上須頃 5009 番 28 ほか

2 附帯意見

(1) 適切な駐車需要の充足等について

※下線部が修正箇所

来客車両の適切な誘導や警備員の配置、隔地駐車場からのシャトルバスの運行といった対策を十分に機能させるとともに、開店後の駐車需要の充足状況等を随時把握、評価し、適宜対策の見直しや追加の対策などによって周辺の生活環境の保持に取り組むこと。

また、来客車両の駐車に関する近隣の施設や住民等からの指摘や要望があった場合には速やかに対応すること。

(2) 周辺道路の渋滞緩和対策について

現状において既に慢性的な渋滞が発生している箇所もある店舗周辺の道路について、開店後の状況等を踏まえ、適宜迂回路の周知を更に徹底するなど必要な対策を講じること。

また、店舗西側の市道上須頃前畑線の交通量の増加に対する懸念が地域住民から示されていることから、開店後の状況に応じて適宜対策を講じること。

(3) 夜間の騒音対策について

夜間の搬出入車両に低速走行を徹底させるための取組を十分に機能させること。